

傷病手当金について



傷病手当金とは

病気やケガで働けなくなったときに、本人とその家族の生活を支えるための給付金を公的医療保険（健康保険）から受け取ることができる制度です。



支給される条件は

1. 仕事以外での病気やケガでの療養であること

通勤途上を含む業務内に病気やケガをした場合は労災保険が適用されることになります。「療養」とは入院だけではなく自宅療養も含まれます。

2. 療養のため仕事を継続できないこと

病気やケガの療養のために今までやってきた仕事に就けないかどうかの判定は、医師の意見書などをもとに仕事内容を考慮しながら行われます。

自己判断や自己申告ではないため、注意しましょう。



3. 4日以上仕事に就けないこと

手当金が支給されるのは3日間連続して休み、更に4日目以降からになります。

4. 休んでいる期間に給与の支払いがないこと

もしも療養中で仕事に就けない状態であっても、給与の支払いがある場合には傷病手当金が支給されることはありません。

ただし、支払われる給与が傷病手当金の金額よりも少ない場合、その差額分の支給はされることになっています。



支給期間について

支給期間は支給開始から最長1年6か月となっています。

支給開始後1年6か月を超えたらそれ以降は仕事に就けなくても傷病手当金が支給されることはありません。



支給額について

1日当たりの支給額は、支給開始日以前の12か月の各月の標準報酬額を平均し、それを30日間で割った金額の2/3となります。

おおよそ過去12か月間の給与をベースにし日給を計算しその2/3の金額を受け取れると考えてよいでしょう。





手続き・申請について

1. 加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせし、支給申請書を取り寄せましょう。

保険者によってはウェブサイト上からダウンロードできるところもあります。

2. 書類の「本人が記載する部分」に、必要事項を記入しましょう。

3. 書類の「会社が記載する部分」に、会社に必要事項を記載してもらいましょう。

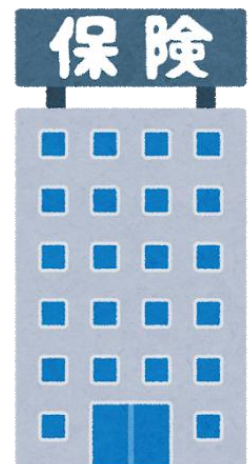
4. 書類の「医師が記載する部分」に、医師に必要事項を記載してもらいましょう。

それぞれ記入欄がうまれば、書類は完成となります。

5. 書類を保険者に提出し手続きは完了になります。

申請後支給開始までの期間は、保険者と勤務先会社によりますが、2週間～3か月程度かかります。

ただし、日額を下回っている場合など、差額分は傷病手当金として支給されるなどもあるため、各保険会社に確認をしてみてください。



(受け取れない場合)

- ・ 障害厚生年金または障害手当金を受けている場合
 - ・ 老齢年金を受給している場合
 - ・ 労災保険から休業補償給付を受けている場合
 - ・ 出産手当金を受けている場合
- ・ 「国民健康保険」にはそもそも傷病手当金が備わっていません
自営業やフリーランスの方は国民健康保険であるため、病気やケガで仕事を休むことになっても傷病手当金を受け取れないので注意しましょう。